

# 北上市行政改革大綱

〔平成11年10月26日〕  
序 議 決 定

## I 行政改革の基本方針

平成3年4月の三市町村合併以来、事務事業の見直し、組織・機構の再編、定員管理の通正化等に努めるとともに、平成5年1月に制定した行政改革大綱に基づき行政改革を実施してきたところである。

今日、我が国の行財政を取り巻く環境は極めて厳しく、国において行財政改革が強力に進められる中で、地方においても一層の行政改革が求められている。

特にも、21世紀の到来を目前に控え、少子・高齢化社会の一層の進展、住民の価値観の多様化、環境に対する関心の高まり等社会経済状況が大きく変化しつつある中で、地方分権の推進が実施の段階に至り、権限委譲、事務委任等に適切に対応していかなければならない。更には広域的な行政運営が求められるなど地方自治は新しい時代を迎えようとしている。

このような状況のもとで、地方公共団体においては、自らの責任において社会経済情勢の変化に柔軟かつ弾力的に対応できるよう体質を強化し、住民福祉の向上と個性的で活力ある地域社会の構築を図っていくことが責務である。

そのため、市民の参画を促進し、簡素で効率的及び公正でわかりやすい行政運営を目指す指針とするものである。

## II 行政改革の視点

### 1 行政改革の恒常的推進

行政改革は、一過性の改革ではなく、不断の努力が大切であり、特に、近年は公共団体を取り巻く環境が極めて厳しいことから恒常的に推進する。

### 2 住民サービスの向上

住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならないという地方自治運営の基本原則に立ち返り、サービス精神と経営感覚に立脚した行政改革を進めることが重要であり、既存の枠組みや従来の発想にとらわれない柔軟な姿勢で住民へのサービス向上、制度の企画立案等に取り組むことが重要である。

### 3 行政の簡素合理化

厳しい財政状況の中で、財政の健全運営を図るため、責任分野、経費負担のあり方、行政効果等を精査のうえ、組織・機構の再編、補助金等の整理合理化、定

員管理・給与の適正化、公共工事コストの縮減に努める。

#### 4 時代の変化への対応

少子・高齢化、国際化、情報化等社会経済情勢の変化に対応し、新たな行政課題や住民の多様なニーズに即応し、21世紀を展望した行政を推進するため、総合的・横断的に施策を展開できるようにする。

#### 5 環境に配慮した行政の推進

環境意識の向上や事務事業に伴う環境負荷の低減、省エネルギー、省資源、再利用及びリサイクルの推進に努める。

#### 6 数値目標の設定

行政改革の計画に基づき実施した事務事業の評価については、数値目標の基準を制定する。

### Ⅲ 行政改革の重点項目

#### 1 事務事業の見直し

##### (1) 事務事業の整理合理化

ア 行政の責任領域を改めて見直し、行政関与の必要性、受益と負担の公平確保、行政効率、効果等を十分吟味して各年度毎に一定の重点目標を定めて、事務事業の整理合理化を図る。

イ 住民の複雑多様化する行政需要や新たな行政課題を的確に把握し、地方公共団体として実施すべき施策の選択や重点化を図る。

ウ 住民へのサービス提供や施策の実施に当たっては、できる限り組織相互間の横断的な調整を行い、事務事業が総合的に実施されるよう努める。

エ 職員参加による明確な目標設定と効果的な進行管理の徹底、小集団活動・提案制度の活用等民間の発想・手法を導入・応用することにより、行政プロセスの改善に努める。

##### (2) 規制緩和の推進

ア 許認可等の規制は、民間活力の維持向上、住民負担の軽減、行政事務の簡素化等の観点から廃止、緩和等その見直しを図る。

イ 許認可等の事務手続は、住民サービスの向上の観点から、できる限り簡略化や処理日数の短縮化等を図り、住民に求めている押印のあり方を見直す。

##### (3) 民間委託等の推進

ア 行政運営の効率化、住民サービスの向上等を図るため、民間委託に関する基準等を定めて計画的に民間委託等を推進する。

イ 委託した事務事業は、適正な管理監督のもとに行政責任を確保しながら、住民サービスの維持向上を図る。

##### (4) 地方分権に対応した簡素効率化と総合化

地方分権の推進に伴い、地方公共団体が自主的・主体的に決定し、処理することのできる分野が拡大されることを踏まえ、事務処理の簡素効率化を図るとともに、創意工夫を講じ、より総合的な行政サービスと施策展開が実施できるよう努める。

(5) 国際標準化機構（ISO）が定めた環境マネジメントシステムに関する国際規格

「ISO14001」の取得を目指し、取得後は維持・向上に努める。

2 組織・機構の簡素合理化

新たな行政課題や住民のニーズに即応した施策を総合的・機能的に展開できるよう組織・機構の見直しを図る。見直しに当たっては、スクラップ・アンド・ビルドを徹底するとともに、既存の組織・機構についても従来のあり方にとらわれることなく見直し、実質的に事務事業を円滑に遂行できる簡素で効率的な組織・機構とする。

また、出先機関、各種審議会等の合理化を推進する。

3 外郭団体の見直し

公社等の外郭団体は、社会経済情勢の変化を踏まえつつ、既存公社等の設立目的、業務内容、活動の実態、運営状況等について検討を行い、統廃合を進め、業務執行の効率化等運営の改善を図る。

4 定員管理・人事管理・給与の適正化

(1) 定員管理の適正化

ア 新規の行政需要に対しては、原則として職員の配置転換により対応することとし、極力定員の縮減を行い定員管理の適正化に努め、定員適正化計画の数値目標を掲げ、これを着実に推進する。

イ 事務事業の見直し、組織・機構の簡素合理化、民間委託、OA化等を積極的に推進し、定員管理の適正化に努める。

(2) 人事管理の適正化

職員の士気高揚を図るため、年功序列的傾向の強い人事管理を職員個々の能力を公平に評価・処遇する人事管理システムとする。

(3) 給与の適正化

特殊勤務手当の支給対象、支給基準を精査し、見直しを行うとともに、時間外勤務手当の縮減とともに職務と責任に応じた給与体系の確立を図る。

(4) 定員管理・給与の公表

定員管理・給与の状況について、住民が理解しやすいように工夫を講じて広報等に公表する。

5 人材育成の推進

ア 職員の能力開発を効果的に推進するため、人材育成の目的、方策等を明確

にした人材育成に関する基本方針を策定する。

イ 職員の意識改革や幅広い見識を身につけた職員の育成を図るため、自治体相互や民間との人事交流を積極的に行う。

ウ 人材育成は、政策形成能力や創造的能力、法務能力の向上とともに、多様な研修機会の提供や研修レベルの向上、研修内容の充実に努める。

エ 多様な人材の確保のため、中途採用の活用、専門職の計画的確保等に努める。

## 6 O A化等事務改善

事務改善と行政サービスの向上を図るため、費用対効果を勘案しながらO A化を推進する。

## 7 公正の確保と透明性の向上

可能な限り公開する範囲を拡大し、広報を活用して広く周知する等、公正と透明性の向上に努める。

## 8 財政運営の健全化

### (1) 補助金等の整理合理化

ア 行政の責任分野、経費負担のあり方、行政効果等を精査のうえ、廃止、統合等により、整理合理化を図る。

イ 補助金は終期の設定や不断の見直しを行い、削減計画を策定し総額の抑制を図る。また、新規補助金を設ける場合にあつては、既存の補助金を見直しする。

### (2) 公共工事のコスト縮減の推進

公共工事のコスト縮減のため、行動計画を策定し、工事計画・設計等の見直し、工事発注の効率化等に取り組むとともに適切な入札方法の採用等に一層の改善を進める。

### (3) 経費の節減合理化

経費全般について徹底的な見直しを行い、その節減合理化を図るとともに、予算の厳正な執行を図る。

### (4) 適正な収入確保

課税客体、課税標準等の的確な把握、滞納整理の着実な実施等により徴収率の向上を図るとともに、税外収入の確保に努めるものとする。

### (5) 事務事業評価システムの導入

長引く経済の停滞や国の財政構造改革などを踏まえ、公共事業の事業費削減やバランスを考慮するとともに、少子・高齢化社会の進展に対応した福祉の充実、生活関連事業を含めて緊急性、必要性の高い事業を優先的に実施するため、事務事業評価システムの導入を図る。

## 9 会館等公共施設の設置及び管理運営の合理化

- (1) 広域的利用、需要の多い利用目的への転用、施設の改修等できる限り既存施設の有効活用を図る。
- (2) 公共施設の新設は、機能・役割、運営方法、利用見込み、維持管理経費等を多角的に検討する。
- (3) 管理運営は、サービスの向上と運営の効率化に留意し、施設間の連携、管理委託、ボランティア等との協力関係の構築等を積極的に進める。

#### 10 広域行政の推進

地方分権が推進される中で事務事業の合理化、効率化は、急務であり、地方分権の受け皿として、また、住民の生活圏の拡大に伴う広域的な住民サービスの提供を図るため、住民の一体感を醸成しながら、広域行政を推進する。

#### 11 議会

地方分権の推進に伴い地方議会の果たす役割がますます重要になることから、自主的に議会の活性化に努めるよう期待する。